

実践編 第二回 『検地帳』

〔武蔵国多摩郡山口領小川新田検地水帳

寛文九年巳二月〕より

(小川家文書A1-2)

中町南かわ

拾間  
五拾間

下畑壹反六畝廿歩

善七郎

同所

拾間  
百五拾間

下々畑五反歩

同人

同所

拾間  
五拾間

下々畑壹反六畝廿歩

同人

当開

同所

拾間  
廿五間

屋鋪八畝拾歩

勘三郎

同所

拾間  
五拾間

下畑壹反六畝廿歩

同人

同所

拾間  
百五拾間

下々畠五反歩

同人

同所

拾間  
五拾間

下々畠壹反六畝廿歩

同人

当開

同所

拾間  
廿五間

屋鋪八畝拾歩

孫右衛門

同所

拾間  
五拾間

下畑壹反六畝廿歩

同人

同所

拾間  
百五拾間

下々畑五反 寿

(歩の間違い)

同人

## 「用語」

∩ 間  
∩ 間

∩ 左側は奥行き、右側は間口（横幅）を意味する。小川村のほとんどの家は間口が10間前後で奥行きが2百間以上もあり、短冊形地形の特徴が窺えます。（1間＝1.8メートル）

・ 下々畑 ∴ 畑の等級。

上畑、中畑、下畑、下々畑と四等級あり石盛（反当りの標準収穫量）がそれぞれ違う。田も同様。小川村は九割以上が下畑、下々畑で、田はない。

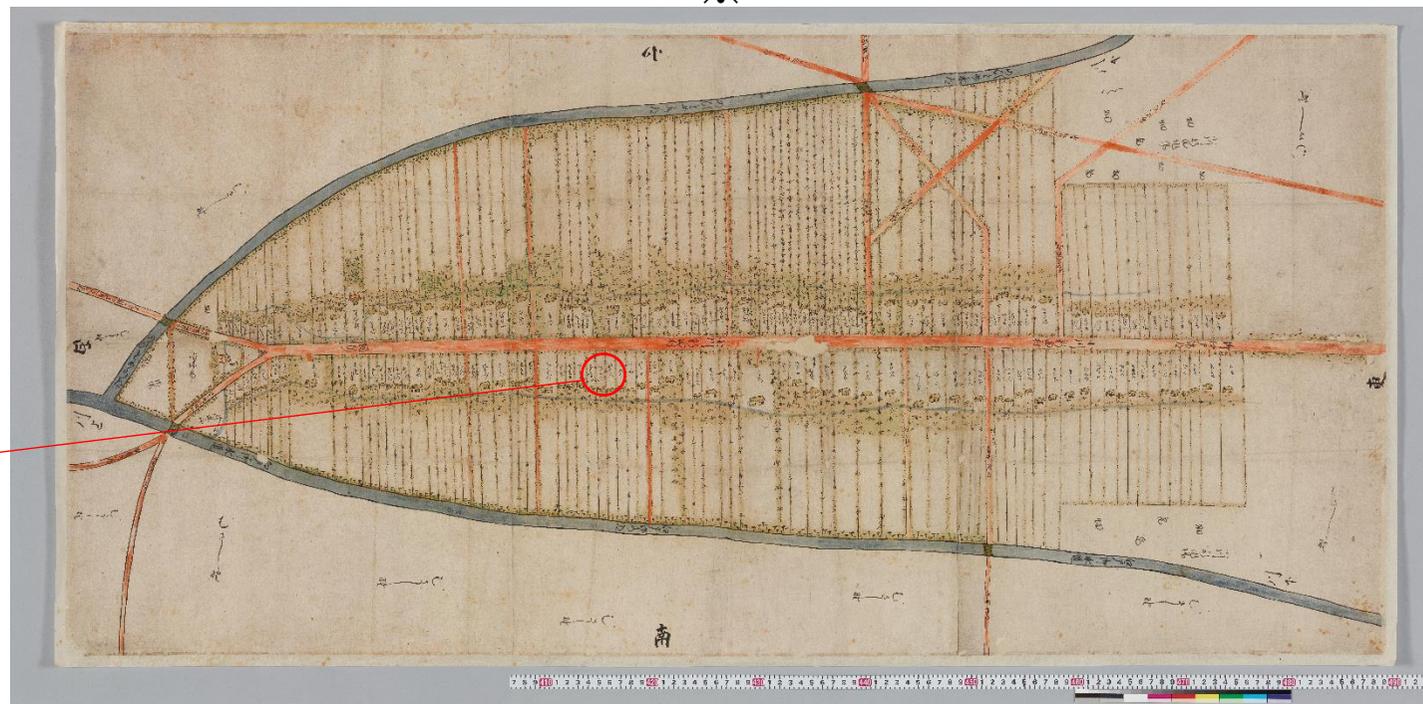
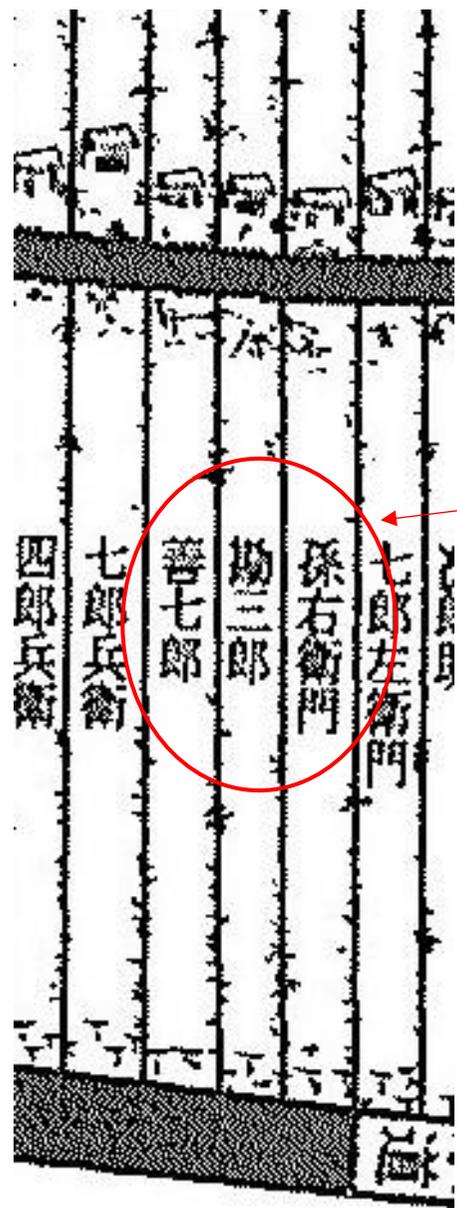
・ 当開 ∴ この年開墾された畑。

## 「解説」

この文書は寛文九（1669）年小川村検地帳の抜粋です。延宝二（1674）年頃の小川村の様子が描かれた地割図が残されており、この図と検地帳に記載された村人の名前が合致しています。※

文書だけ読んでもイメージし難いですが、地割図で確認すると中央の青梅街道沿いに屋敷が立ち並び、その裏に分水、さらに後方に畑が続いているのがよく判ります。

また、朱色で記された仮名と名前の上に小さく記された名前は、明治期の土地台帳として再利用されたものと考えられます。百年以上も昔の検地帳を使い回せるほど正確に作られていたということです。



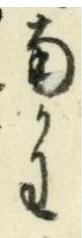
小川村地割図（小平市立図書館 HP より）

<https://trc-adeac.trc.co.jp/Html/ImageView/1321105100/1321105100200020/13/>



次に文字を見ていきましよう。

一番上には地名が記載されます。

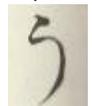


南「かわ」は南「可王」と

変体仮名での表記です。



「可」は



「字」、



「利」とも酷似

していますので注意が必要です。

一行目「壺」三行目「壹」とともに「二」の異体字です。書体も違うので

惑わされますね。



「五」



「廿」



「拾」は二回目の登場ですが読

めましたか。また、今回は「肩」と「甲」の二種類の門構えが



「間」と



「開」の二種類の門構えが

出てきました。どちらも『ワ冠』の様になりましたが、こ

れは門構えや国構えのくずし字の特徴の一つです。『表題を読んでみよう』

参照)



「所」も特徴的なくずし字です。これは「所」の異体字「所」をくず

したものです。

